

うえの事務所通信

Vol. 13

平成27年7月31日発行

発行編集責任者

弁護士 上野俊夫

上野俊夫法律事務所

群馬県館林市本町 2-2-14

TEL 0276-56-4736

FAX 0276-56-4735

✉ ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp

URL law-ueno.blogdehp.ne.jp/



ごあいさつ

こんにちは！子供の頃、ジェットコースターが怖いけれど好きで、夏になると、友達と遊園地に行って、おつかなびっくり少しずつジェットコースターを制覇していった上野俊夫です。

梅雨が明け、館林市は連日、暑さ日本一を記録しています。

一昔前は、近隣の熊谷市が暑さで有名でしたが、今は館林が熊谷を凌いでいます。熊谷の方(かた)が悔しがっているとも聞きますが、館林の一市民としては、「暑さで勝ってもなあ。」と思ってしまいます。



神輿を担いきました



梅雨時の法廷にて

先日の刑事裁判のことです。

刑事案件の飲酒運転の事案でした。いわゆる国選弁護の事件です。裁判の日は蒸し暑かったのですが、法廷のクーラーはついていませんでした。

被告人を訴えた検察官は、上着を着ないで、半袖のシャツを着て、更にシャツのボタンを上から二つ目まで開けていました。

裁判官は、ネクタイを締め、ワイシャツの上から法服という黒いマントを着用していました。

私は入廷したとき、ネクタイを締め、上着を着ていました。裁判は50分くらいです。途中暑くて汗が噴き出きました。

そこで、私が裁判の途中で、上着を脱いだかというと……、我慢して上着を最後まで着続けました。汗だくになりました。

上着を脱ぎたかったのですが、裁判官が法服を着ている手前、脱ぐべきではないなと思いました。服装など当事者の印象に関する点も、ほんの僅かですが判決に影響するように感じるからです。

書面作成や証拠提出など裁判の本来的な業務に細心の注意を払って取り組むのはもちろんですが、服装などの形式面についても、気を遣って裁判に臨んでいます。派手にならないようにする、清潔感のある服装を心がける等の他、今回のケースのように、裁判官が上着を着ているときは暑くても自分も上着を着るようにしています。



★事業承継のポイント★

最近、中小企業の事業承継について勉強しています。勉強会やセミナーにもここ1ヶ月くらいで3度参加しました。

事業承継は大きく分けると、親族に事業を承継する親族内承継と、事業を売ったり社員に継がせたりする親族外承継に分かれます。私が特に勉強をしているのは、親族内承継です。親族内承継が事業承継の王道ですね。子供に事業を継がせようと思ってはいるものの、税金や方法で思い悩んでいるという中小企業のオーナーは多いでしょう。

事業承継のポイントを単純化すると、いかにして自社株を後継者に移すかということになります。会社の営業所などの不動産が社長名義であれば、その不動産も後継者に移転します。重要なことは、後継者に株や不動産を集中させることです。株式は後継者に、早い段階で、70%は持たせてあげたいところです。

ここで、問題となるのは、贈与税です。一番ポピュラーな税金対策は、年間110万円までの非課税枠を使って少しずつ株式を移転していくことです。

株式を少しずつ移転する時間的余裕がある場合はこれでいいですが、時間的余裕がない場合、相続時精算課税制度というものを使うことになります。

